

騒音の許容基準（資料）

提案理由

騒音レベルによって許容基準を定める場合には、①8時間曝露に対する許容レベルと、②騒音レベルと曝露時間とのトレードオフ関係とが、主要な問題となる。

①については、現行の許容基準で暫定的に90 dBAが提唱されている¹⁾。諸外国で採用されている許容基準の調査結果²⁾からみると、ほとんどの国で85 dBAもしくは90 dBAのいずれかに定められており、85 dBAと90 dBAを併用している国もある。

②についてはほとんどの国で-3 dB/倍時間または-5 dB/倍時間と定められている。

騒音レベルによって許容基準を定めることは、合理性を犠牲にして簡便性を重視することであるから、単純な基準にすることが望ましい。このため、①については丸めた値を採用し、②については直線的な関係を採用することにする。この条件のもとに、265種の職場騒音の測定成績を用いて、現行の許容基準を整合性を保ちつつ、これを簡便化することを検討した結果³⁾では①については85 dBAが、②については-3 dB/倍時間が妥当であることが明らかとなった。85 dBAと-5 dB/倍時間の組合せはいずれもこれらの値を採用すれば現行の許容基準を適用する場合に比べて危険となる騒音の割合が約90%に達することが知られた。また、85 dBAと-3 dB/倍時間との組合せの場合はこれを約35%以下にとどめることができる。

なお、上記の調査結果等の詳細については、下記の文献3)を参照されたい。

文献

- 1) 許容濃度等委員会：日本産業衛生学会，許容濃度等委員会勧告の騒音の許容基準について，産業医学，11：533-538，1969.
- 2) 日本建築学会：騒音の評価法，彰国社，東京，1981.
- 3) 山本剛夫，平松幸三，高木興一：聴力保護のための騒音の許容基準（日本産業衛生学会勧告）の簡便化の検討，産業医学，23(3)，233-253，1981.

（産業医学24巻 号544～545頁）